

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、豊浜町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修）長谷地区）を行うことについて平成21年12月9日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市市民部豊浜支所において平成21年12月28日から平成22年1月18日まで縦覧に供する。

平成21年12月22日

香川県知事 真鍋武紀